

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯 修二 (公印省略)

「令和3年度 SNSを活用した北海道観光情報発信事業」の
委託に係る企画提案の募集について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世界的に海外旅行が出来ない状況下にあります
が、雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」に加え、「文化」など北海道の魅力的
な観光情報を継続的に発信することで、感染症終息後、本道への外国人観光客の誘致に
つなげるため下記事業提案を募集します。

記

- 1 委託事業名 「令和3年度 SNSを活用した北海道観光情報発信事業」
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和4年3月22日(火)
- 3 主な業務委託内容
 - (1) SNSでの情報発信の実施
 - (2) 記事拡散、機構公式SNSフォロワー数の拡大を目的に、広告等を活用したプロモーションを実施する
 - (3) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
 - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 9,500,000円(消費税込み)
- 5 今後のスケジュール(予定)
 - 3月18日(木): 公示・観光機構HPに掲載
 - 3月25日(木): 企画提案参加表明
 - 4月8日(木): 企画提案の受付・受領
 - 4月12日(月): 企画提案の書面審査
 - 4月14日(水): 企画提案のヒヤリング審査、委託事業者決定
 - 4月中旬: 契約締結・業務開始
- 6 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日から3営業日(3月30日(火))後の15時までメールで受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。
- 7 その他
コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業が中止、短縮される場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部(担当:坂口)
TEL: 011-231-6736 E-Mail: e_sakaguchi@visithkd.or.jp

以上

「令和3年度 SNSを活用した北海道観光情報発信事業」に係る 企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は訪日・来道外国人観光客が激減したが、収束後の海外旅行先に「北海道」が最優先で選択されるためには、北海道の観光情報を継続的に発信していくことが重要だと考える。

そこで、四季がはっきりとして雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」に加え、「イベント」や「文化」などの北海道の魅力的な観光情報、各観光・宿泊施設や飲食店等の「安心・安全対策」などについて、SNS（Facebook、Instagram、Weiboなど）を活用して配信することで、北海道の認知度をより一層向上し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致の更なる拡大につなげる。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 9,500,000円（消費税等込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和4年3月22日（火）

(1) 業務スケジュール：

3月18日（木）：公示・観光機構HPに掲載

3月25日（木）：企画提案参加表明

4月8日（木）：企画提案の受付・受領

- 4月12日（月）：企画提案の書面審査
4月14日（水）：企画提案のヒヤリング審査、委託事業者決定
4月中旬：契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

令和4年3月22日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 記事の制作・配信

① 中国語簡体字

ア 発信媒体

観光機構公式Weiboアカウント

イ 情報発信期間

令和3年5月1日（土）～令和4年3月20日（日）

ウ 情報発信内容と頻度

- ・ 頻度：週5回程度。年間合計230回以上とする。
- ・ 委託事業者が「情報発信計画書」を制作する。観光機構と相談した上で、投稿するコンテンツを決定する。観光機構が指定するコンテンツがある場合、優先すること。
企画提案時に、一ヶ月分の投稿コンテンツや配信タイミング、イメージ画像等の計画書を提出すること。
- ・ 委託事業者が記事掲載可否確認、情報収集、記事作成、翻訳、画像収集、SNS発信を行うこと。
- ・ 企画提案書に記事構成（情報量、アクセス、URL、画像点数／目安等）、情報収集方法、画像収集方法等を明示すること。

② 中国語繁体字、英語（東南アジア）、タイ語、韓国語

ア 発信媒体

- ・ 観光機構公式Facebookアカウント（繁体字、英語（東南アジア）、タイ語、韓国語）
- ・ 観光機構公式Instagramアカウント（繁体字、英語、タイ語、韓国語）

イ 情報発信期間

令和3年5月1日（土）～令和4年3月20日（日）

ウ 情報発信内容と頻度

- ・ 頻度：
各言語の公式Facebookアカウント、週4回程度。年間合計184回以上とする。
各言語の公式Instagramアカウント、週4回程度。年間合計184回以上とする。
FacebookとInstagramは、同一の投稿を可とする。
- ・ 委託事業者が各市場の嗜好をリサーチし、投稿コンテンツを選定する。「情報発信計画書」を制作し、観光機構と相談した上で、投稿するコンテンツを決定する。観光機構が指定するコンテンツがある場合、優先すること。
企画提案時に、一ヶ月分の投稿コンテンツや配信タイミング、イメージ画像等の計画書を提出すること。
- ・ 委託事業者が記事掲載可否確認、情報収集、記事作成、翻訳、画像収集、SNS発信を行うこと。
- ・ 企画提案書に記事構成（情報量、アクセス、URL、画像点数／目安等）、情報収集方法、画像収集方法等を明示すること。

③その他（①②共通）

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人観光客が来道できない状況下において、「リアルタイムの北海道情報」が最も求められている。その為の施策を具体的に提案すること。
- イ Facebook、Weibo、Instagramに寄せられるコメントへ、24時間以内に必ず返答を行うこと。
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大関連を含む災害時などの突発的な記事投稿への対応を観光機構の指示により行うこと。
- エ 外国人視点での投稿。対象市場が何を魅力に感じて観光地を訪れるかを考えた上でトピックや画像を選定し、投稿文を制作する。
- オ 画像については、高画質、高解像度は必須とする。画像のサイズ、アスペクト比、縦長や横長の写真をまとめて投稿する場合のトリミングに留意すること。
- カ 投稿記事の翻訳については、ネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること。
- キ Facebook、Instagramへの投稿記事を観光機構のウェブサイト「GoodDay北海道」（多言語版（英語、中国語繁体字、韓国語））にトピックスとして集約し掲載すること（例：英語版「News」の項目を参照）。
月1本程度、5コンテンツ以上とする。

(2) 記事拡散、機構公式SNSフォロワー数の拡大を目的に、広告等を活用したプロモーションを実施することとし、具体的に広告手法を提案すること。

- ① 対象SNS：Facebook、Instagram、Weibo
- ② 広告計画を具体的に明記すること。
- ③ 広告費は、2,000,000円以上とする。
- ④ 広告は、インフルエンサーによるシェアを活用することを可とする。

(3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(4) 事業実施内容の目標設定、効果測定

【参考（フォロワー数）】（3月17日現在）

- ・英語（東南アジア）Facebook 89,877人
（内訳フィリピン55,841人、マレーシア12,443人、シンガポール2,816人）
英語Instagram 2,306人
（内訳米国19%、シンガポール19%、オーストラリア13%、イギリス9%）
- ・繁体字Facebook 51,418人
繁体字Instagram 1,261人
- ・タイ語Facebook 53,665人
タイ語Instagram 386人
- ・韓国語Facebook 18,352人
韓国語Instagram 3,246人
- ・中国Weibo 36,380人

- ① 情報拡散は第一の目標で、投稿のリーチ数、エンゲージメント数、エンゲージメント率などのKPIを設定し、項目毎の成果を報告すること。
- ② SNSのフォロワー数の目標について
 - ・タイ語と韓国語は、対前年比10%増を最低ラインとする。
 - ・英語（東南アジア）は、対前年比10%増を最低ラインとし、コロナ前の来道実績の多い市場順にマレーシア、シンガポールに重点を置く。

- ・中国語繁体字は対前年比20%以上を最低ラインとする。
- ・中国Weiboは対前年比30%以上を最低ラインとする。

(5) 事業報告について

- ① SNS (Facebook、Instagram、Weibo) のフォロワー数、投稿記事の内容、リーチ数、エンゲージメント数等のデータについて、毎月、報告書により提出すること。
- ② 事業の取り組み内容に応じた成果・効果測定・分析状況をおこない、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。
- ③ 事業完了報告書：紙媒体 (A4 版) 2 部

(6) 権利関係の整理

- ① 作成した記事は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- ② 当事業で収集した画像、機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。
- ③ 当事業で買い取った画像の著作権は機構所有とすること。
- ④ 当事業で撮影した画像、制作した動画の著作権は機構所有とすること。
- ⑤ USBメモリ 1 部(上記①～④を格納)を提出すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和3年3月25日(木) 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) E-mail: e_sakaguchi@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する(書式自由)。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
 - (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。
 - (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
 - (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
 - (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載すること。
 - ① SNS運用に必要な経費(原稿制作費、翻訳費、取材費、掲載費、人件費等)
 - ② 広告に必要な経費
 - ③ その他経費(通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費等)
- ### 10. 企画提案書作成上の留意点
- (1) 様式の規格はA4版/両面、50ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部 (会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当: 坂口) 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和3年4月8日(木) **午後3時 ※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとします。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

(1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 SNSを活用した北海道観光情報発信事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 SNSを活用した北海道観光情報発信事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外__社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本__通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑨

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑨

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑨